

2 学校給食における対応

2-1 基本的な考え方

学校給食は、身体の発育期にある児童生徒に対し、栄養バランスのとれた食事を提供して、健康の増進と体位の向上を図るとともに、日常生活における食事についての正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、望ましい食生活を養うことを目標としている。

その一方で、学校給食は必要な栄養を摂る手段であるだけでなく、児童生徒が「食の大切さ」、「食事の楽しさ」を理解するための教材としての役割も担っている。このことは、食物アレルギーをもつ児童生徒にとっても変わらないことで、他の児童生徒と同じように給食を楽しむことができるようにすることを目指すものである。

そのため、学校給食が原因となるアレルギー症状を起こさせないようにすることを前提として、学校給食センターの能力や規模に応じて、食物アレルギーをもつ児童生徒の視点に立った食物アレルギー対応食（以下「対応食」という。）を提供することを目指すものである。

しかし、食物アレルギーをもつ児童生徒は、アレルゲンの種類や症状の程度が一人一人異なるため、学校給食の安全確保と児童生徒の健康第一の観点から、児童生徒のアレルギー症状を正しく把握し、正しい判断にもとづいた対応食の提供に取り組むこととして、本市の学校給食における食物アレルギー対応の基本的な考え方を次のとおり定める。

1. 無理をして能力以上の対応をしない。
2. 誤配・誤食によって保護者との信頼関係が損なわれることのないように、落ちのないように、ミスのないようにする。
3. 保護者・学校・医療機関・学校給食センターが相互に連携・協力しながら、児童生徒に対して心を込めて対応する。

2-2 実施基準

次の二つの要件に該当する小学1年生から中学3年生までの児童生徒を対象に対応食を提供する。ただし、小学1年生については、9月より対応食を提供する。

- ① 医師から食物アレルギーと診断され、アレルゲンが特定されている
- ② 医師の指示により、家庭においても食事制限を行っている

ただし、下記のように微量でもアナフィラキシーショックを発症するような重篤な症状の場合は、安全性確保の観点から、対応食の提供をしないこととする。

- ア. よく洗った調理器具の微量残留や離れた場所での粉の飛散等、微量での発症の危険がある
- イ. アレルゲンを多岐にわたって保有している

※ 小学1年生への対応(4月から8月まで)

小学1年生の4月から8月までについては、アレルギー症状のある児童の学校生活での状況や家庭での様子を教職員が十分に把握することが困難なことから、対応食の提供は見送ることとする。

しかし、保護者から提出された「アレルギー疾患に関する調査票(様式 1-2) (以下「調査票」という。）」、「学校生活管理指導表(様式 2) (以下「管理指導表」という。）」、「食物アレルギー個人記録票兼聞き取り調査票(様式 3)」等による児童の症状や、学校生活あるいは家庭での様子を把握するために、保護者との個人面談を実施する。

2-3 対応食の実施方法

1. 対応食の範囲

対応食の対象とするアレルゲンは、即時型アレルギーの原因となるものの中から、以下の要件により鶏卵、乳・乳製品、落花生、ごまの4種類を選定する。

- ① アレルギー症状の出現する児童生徒が多いもの
- ② 学校給食での使用頻度が高いもの
- ③ 調理段階で容易に除去することが可能であるもの

表5 アレルゲンの症状と特性

| アレルゲン | アレルギー症状及び特性 |
|-------|---|
| 鶏卵 | 典型的な即時型食物アレルギーの症状を有し、皮膚、消化器、呼吸器に症状が出現する。 加熱することにより、抗原性が大きく低減する特性をもっている。 |
| 乳・乳製品 | 典型的な即時型食物アレルギーの症状を有し、呼吸器症状が多いのが特徴である。皮膚と接触すると、じんま疹、紅班を引き起こすことが多い。 加熱や発酵させても抗原性を低減させることは難しいという特性をもっている。 |
| 落花生 | ごく微量でも強く反応するケースが多いことが特徴で、高温でロースト（焼く）すると、抗原性が高まるという特性をもっている。 |
| ごま | 強い即時型食物アレルギーの症状を引き起こす。口腔症状から始まり、呼吸器や消化器症状にまで至ることがある。 種実類に含まれるが、他のナッツ類とは抗原性が異なるため、独立したアレルゲンとして区分して取り扱う。 |

2. 実施内容

食物アレルギーの対応食は、除去食とする。

ただし、除去後、別の新たな食品を使わず、汎用の調味料等を使って献立を変えて提供することを可能とするが、原材料にアレルゲンが含まれる調味料等の加工食品は、除去の対象から除くこととする。

(1) 対応決定の分類

| |
|--|
| ◇ 詳細な献立表の提供 |
| <p>アレルゲンの含有情報を「学校給食献立及び材料表」、「学校給食加工原材料の明細」に記載し、保護者に配布する。</p> <p>保護者は、その情報にもとづいて料理の中から取り除いて食べる（自己除去）、または、食べる料理・食べない料理を決める。</p> |
| ◇ 毎日弁当持参 |
| <p>アレルゲンの種類が多く、また、微量でも反応する重篤なアレルギー症状をもつため、すべての料理を食べることができない場合に、家庭からの弁当持参で対応する。</p> <p>持参した弁当は、安全面・衛生面に配慮するよう、夏季や教室が無人になる時は、保管方法などを学校と打ち合わせする。</p> |
| ◇ 献立によって弁当持参 |
| <p>アレルゲンを除去することが困難な料理によっては、一部の料理の代わりに弁当を持参する。また、対応食の対象であっても、料理によっては一部弁当が必要な場合があり、その場合に弁当を持参する。</p> <p>持参した弁当は、安全面・衛生面に配慮するよう、夏季や教室が無人になる時は、保管方法などを学校と打ち合わせする。</p> |
| ◇ 除去食・・・アレルゲンを取り除いて給食を提供する方法 |
| <p>アレルゲンまたはアレルゲンが原材料に入っている食品が料理に含まれ、調理の過程で除去が可能なものを対象とする。</p> <p>ただし、調理過程における微量混入（コンタミネーション）には十分注意するが、完全に排除することはできないことを前提とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">除去食のイメージ</p> <p style="text-align: center;">卵アレルギーの例</p> <p style="text-align: center;">調理の途中で卵を入れる前に別の鍋に分け、卵なしのスープを作って提供する。</p> <p style="text-align: right;">一部弁当持参</p> </div> |

(2) 飲用牛乳の代替

乳・乳製品による食物アレルギーや乳糖不耐症など食物アレルギー以外の疾患をもつ児童生徒が飲用牛乳からお茶への代替を希望する場合の取扱いについて、下記のとおり定める。なお、代替については年度単位（4月から翌年3月まで）とし、毎年申請を必要とする。

① 乳・乳製品による食物アレルギー

飲用牛乳の代替を希望する児童生徒は、「学校生活管理指導表(様式2)」と「飲用牛乳代替希望申請書（食物アレルギー用）(様式4-1)」を提出する。飲用牛乳の代替のみの場合は、個人面談は行わない。

② 乳糖不耐症など食物アレルギー以外の疾患

飲用牛乳の代替を希望する場合の申請方法はアレルギー対応と同様に行う。ただし、「学校生活管理指導表(様式2)」の提出は必要とせず、「飲用牛乳代替希望申請書（食物アレルギー以外の疾患用）(様式4-2)」の医師の証明をもって代わりとする。なお、証明は初めて代替を申請する場合のみ必要とし、次年度以降に継続して申請する場合は、医師の証明欄の記載は必要としない。

2-4 確実な運用のための体制

1. 学校給食アレルギー対応等検討委員会

食物アレルギーをもつ児童生徒が、安心して学校生活を送ることができるように、各学校の実情に沿った適切な運用がなされていることを検証するとともに、今後の基本的な対応方針を審議するため、学校給食アレルギー対応等検討委員会を設置する。

構成員

| | | |
|-------------------|-----|----------------------------------|
| 学識経験者 保護者 | --- | 医師、専門医、薬剤師 |
| 学校関係者 | --- | 小学校長、中学校長、養護教諭、給食主任 |
| 教育委員会関係者 (事務局) | --- | 教育長、事務局長、教育次長、 学校給食センター所長、栄養士 |

事務局

教育委員会 学校給食センター

2. 学校給食食物アレルギー対応食判定委員会

食物アレルギー症状のある児童生徒の状況等を把握し、学校給食におけるアレルギー対応食の提供を総合的に判定するため、学校給食食物アレルギー対応食判定委員会を設置する。

構成員

| | | |
|----------|-----|---------------------|
| 学識経験者 | --- | 医師、専門医 |
| 学校関係者 | --- | 校長、養護教諭 |
| 教育委員会関係者 | --- | 教育次長、学校給食センター所長、栄養士 |

事務局

教育委員会 学校給食センター

2-5 対応食開始までの流れ

小学1年生から中学3年生までの対応を次の5つの段階に分けて行う。

1. 情報収集

すべての児童生徒を対象とした食物アレルギーの状況を把握するために、情報収集を行う。

2. 事前面談・対応の申請

対応食を希望する保護者と個人面談を行う。

学校及び学校給食センターは、対応内容の説明をし、保護者から児童生徒の詳細な状況について聞き取る。

面談後、対応食を希望する保護者から「食物アレルギー対応食申請書(様式5)」の提出を受ける。

3. 対応の決定

対応食を希望する児童生徒の対応を、学校給食食物アレルギー対応食判定委員会にて判定し、その結果をもとに教育委員会において決定する。

4. 実施面談

対応が決定した保護者と必要に応じて面談をする。

5. 対応食の提供

対応食の提供にかかわる調理等を行う。

1. 情報収集

養護教諭、給食主任を中心に、児童生徒の学校で配慮しなければならない食物アレルギーについて、医師の診断にもとづいたアレルギー症状と食品との関連性、医師の指示及びアレルギー症状や発症時の対応について情報収集する。

(1) 情報収集

① 調査票の配布・提出

「アレルギー疾患に関する調査票(様式1)」を配布、回収をする。

② 「学校生活管理指導表(様式2)」、「食物アレルギー個人記録票兼聞き取り調査票(様式3)」等の配布

食物アレルギー症状に関する管理、指導を希望する保護者に対し、対応食の提供に関する「土岐市学校給食食物アレルギー対応食のしおり」とともに、「学校生活管理指導表(様式2)」、「食物アレルギー個人記録票兼聞き取り調査票(様式3)」及び、乳・乳製品アレルギーをもつ児童生徒の保護者に「飲用牛乳代替希望申請書(様式4-1)(食物アレルギー用)」を配布する。説明資料配布後、対応食の提供に関する問い合わせは、給食センター栄養士を受け付け窓口とする。

③ 各種書類の提出

養護教諭は、「学校生活管理指導表(様式2)」及び「食物アレルギー個人記録票兼聞き取り調査票(様式3)」を受け取り、対応食の希望者を把握する。

飲用牛乳の代替を希望する保護者からは、「飲用牛乳代替希望申請書(様式4-1)(食物アレルギー用)」を受け取り、「飲用牛乳代替希望申請書(様式4-1)(食物アレルギー用)」(原本)及び「学校生活管理指導表(様式2)」(複写)を添えて学校給食センターへ希望者の人数を連絡する。

④ 「食物アレルギー個人記録票兼聞き取り調査票(様式3)」による引き継ぎ

事前に保護者に対し、保護者以外のものから情報収集・情報提供することについて同意を得た上で行う。

ア. 在学中の情報提供 --- 小学校 → 中学校

イ. 必要に応じて、主治医、学校医に相談し、その児童生徒にかかわる食物アレルギー対応について助言をもらう。

(2) 個人情報の取扱いについて

プライバシーの保護に十分配慮した個人情報の管理に努める。

2. 事前面談・対応食の申請

対応食の提供を希望する保護者を対象に、事前面談を行う。

(1) 事前面談

各学校において保護者、学校(養護教諭、学級担任等)及び給食センター(栄養士)による面談を行う。

面談後、「食物アレルギー対応食申請書(様式5)」を手渡す。

[養護教諭]

- ・面談の目的を説明する(保護者との共通理解・詳細な聞き取り)。
- ・職員間での個人情報の共有について同意を求める。
- ・事前面談の内容を記録する。

[学級担任]

- ・事前面談を進行する。
- ・「学校生活管理指導表(様式2)」、「食物アレルギー個人記録票兼聞き取り調査票(様式3)」をもとに、保護者からアレルギーの個別症状、家庭での対応食の状況、保護者の希望等を詳しく聞き取る。

[栄養士]

- ・対応方法、給食提供の体制、毎月の献立調整方法を説明する。

※ 継続の児童生徒

新たに提出された「学校生活管理指導表(様式2)」と、前年度から引き継がれた「食物アレルギー個人記録票兼聞き取り調査票(様式3)」をもとに、保護者からアレルギーの症状、家庭での食事の状況について変更の有無を聞き取り、記録する。

(2) 対応食の申請

対応食を希望する保護者から「食物アレルギー対応食申請書(様式5)」の提出を受ける。

3. 対応食の決定

(1) 審査依頼

養護教諭は、あらかじめ「食物アレルギー対応食対象児童生徒一覧表(新規)(様式6-1)」(原本)、保護者から提出された「食物アレルギー対応食申請書(様式5)」(原本)、「アレルギー疾患に関する調査票(様式1)」(複写)、「学校生活管理指導表(様式2)」(複写)及び、「食物アレルギー個人記録票兼聞き取り調査票(様式3)」(複写)を教育委員会に提出する。

教育委員会は、学校給食食物アレルギー対応食判定委員会へ審査を依頼する。

※ 継続の児童生徒

希望する対応食の変更やアレルギー症状に変化のあった児童生徒については、「食物アレルギー対応食対象児童生徒一覧表(変更あり)(様式6-2)」(原本)、保護者から提出された「食物アレルギー対応食申請書(様式5)」(原本)、「アレルギー疾患に関する調査票(様式1)」(複写)、「学校生活管理指導表(様式2)」(複写)及び、新規申請時に提出され、事前面談で記述内容の変更の有無の確認がされた「食物アレルギー個人記録票兼聞き取り調査票(様式3)」(複写)を教育委員会へ提出する。

希望する対応食の変更やアレルギー症状に変化のない児童生徒については、「食物アレルギー対応食対象児童生徒一覧表(変更なし)(様式6-3)」(原本)、保護者から提出された「食物アレルギー対応食申請書(様式5)」(原本)、「アレルギー疾患に関する調査票(様式1)」(複写)、「学校生活管理指導表(様式2)」(複写)及び、申請初年度に提出され、事前面談で記述内容の変更の有無の確認がされた「食物アレルギー個人記録票兼聞き取り調査票(様式3)」(複写)を教育委員会へ提出する。

(2) 対応食の決定

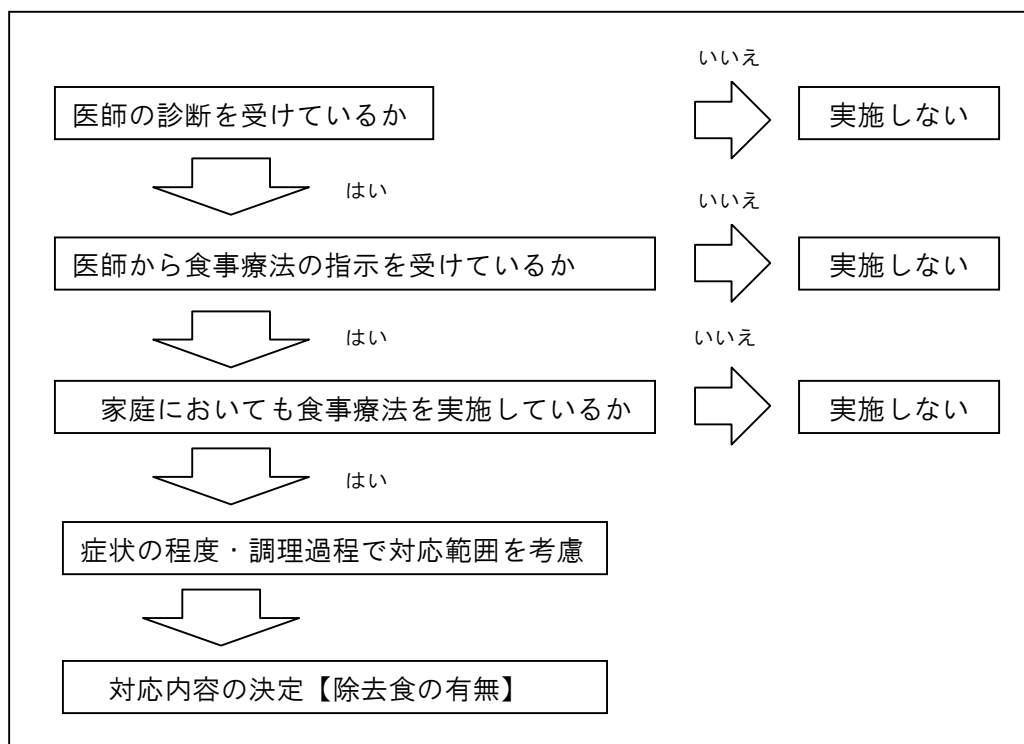
- ① 学校給食食物アレルギー対応食判定委員会は、実施基準にもとづいて対応食の判定を行う。
- ② 教育委員会は、学校給食食物アレルギー対応食判定委員会の判定結果を受け、対応の決定をする。

教育委員会は、「食物アレルギー対応食決定通知書(様式7)」と「食物アレルギー対応食一覧表(様式8)」を学校へ送付する。

学校は、対応食の決定内容を学校医へ報告した後、実施面談をしない児童生徒に対し、「食物アレルギー対応食決定通知書(様式7)」を送付する。

実施面談の必要な児童生徒については、実施面談時に「食物アレルギー対応食決定通知書(様式7)」を手渡しする。

図3 食物アレルギー対応の決定



4. 実施面談

- ① 学校で保護者と養護教諭、学級担任及び栄養士が「食物アレルギー対応食一覧表(様式8)」を確認し、緊急時の対応や食物アレルギー個人カルテ(P23参照)の確認、対応食の説明等が必要と思われる場合に、保護者と実施面談を行う。
- ② 養護教諭は実施面談の内容を記録する。

5. 対応食の提供

(1) 対応食を提供する場合の毎月の流れ

- ① 学校給食センター → 学校 → 保護者

学校給食センターは、学校給食の献立表及び材料表、学校給食加工原材料の明細及び対応食の内容を記載した「献立対応予定表兼承諾書(様式9)」を、

学校を經由して保護者に配布する。

② 保護者 → 学校 → 学校給食センター

保護者は、「献立対応予定表兼承諾書(様式9)」で対応食の内容を確認した後、承諾欄に署名をし、学校に返送する。学校は対象児童生徒の「献立対応予定表兼承諾書(様式9)」を取りまとめ、学校給食センターへ送付する。

学校給食センターは、「献立対応予定表兼承諾書(様式9)」の内容を確認し、決定後、複写を学校経由で学校、保護者及び児童生徒に送り、原本は学校給食センターで保管する。

③ 学校給食センター → 学校

学校給食センターは1か月分の「学校別食物アレルギー対応者一覧表(学校用)(様式11-2)」を学校へ送付する。

(2) 対応食の提供を中止する場合の手続き

① 対応食の提供を中止する場合は、保護者が「食物アレルギー対応食中止届出書(様式12)」(原本)と「学校生活管理指導表(様式2)」(複写)を学校経由で学校給食センターへ提出する。

② 学校給食センターは、中止の届出を受理し、学校へ「食物アレルギー対応食中止届出書(様式12)」(複写)を送付し、「食物アレルギー対応食一覧表(様式8)」から対象児童生徒を削除する。

③ 毎月5日までに届けでのあったものについて、翌日より中止する。

図4 対応食開始までの流れ

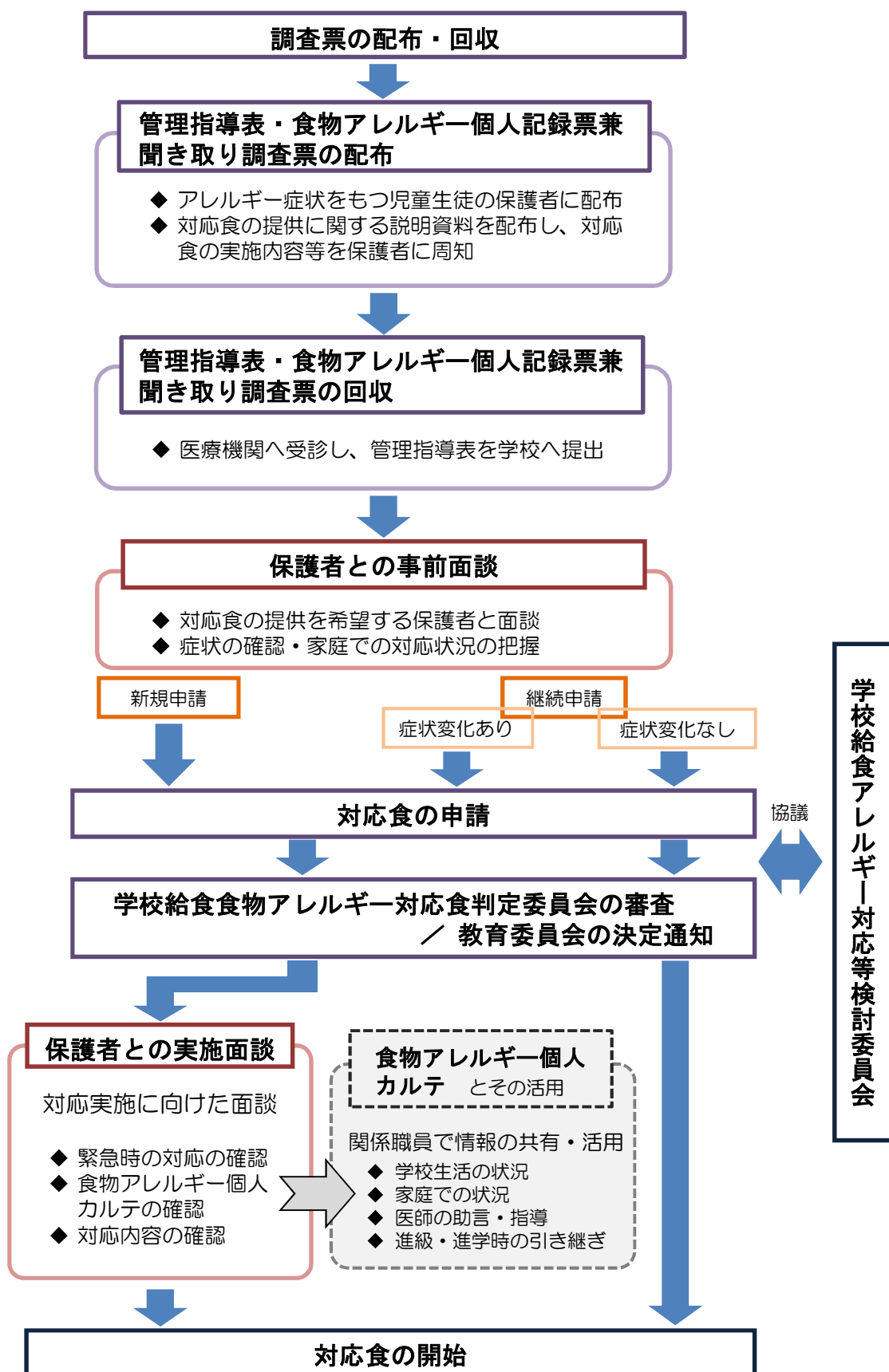


図5 食物アレルギー対応の流れ<小学1年生から中学2年生まで>

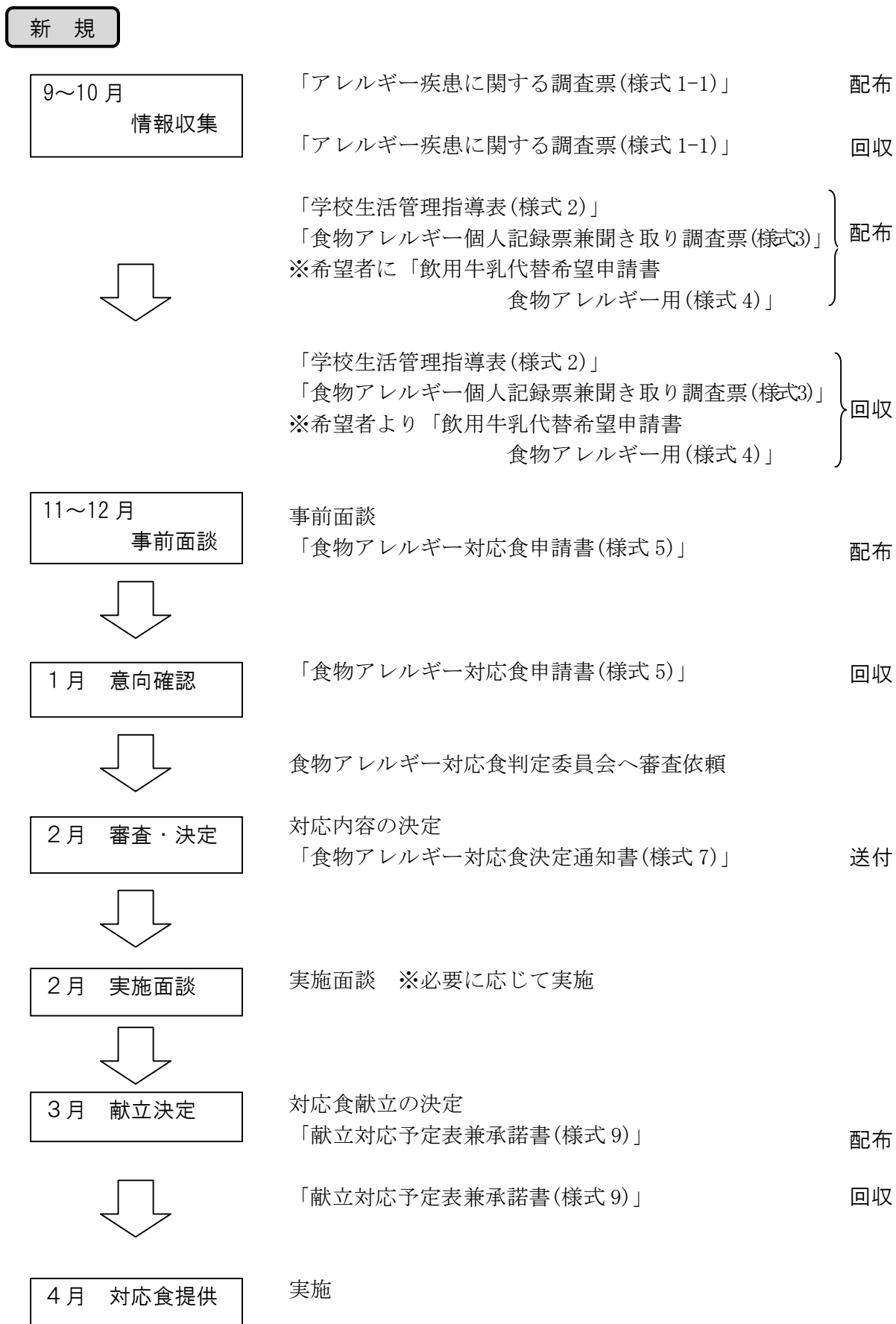
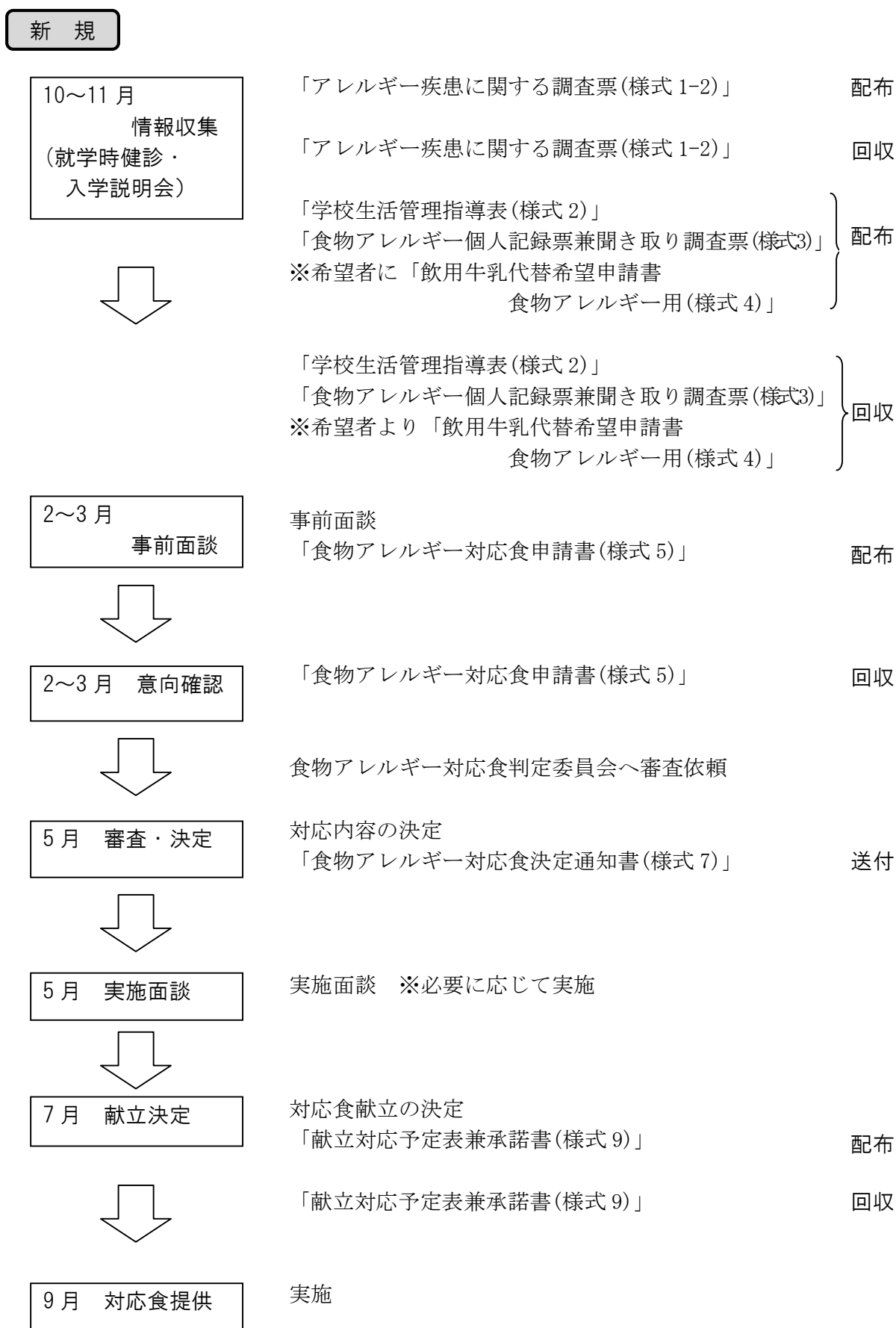
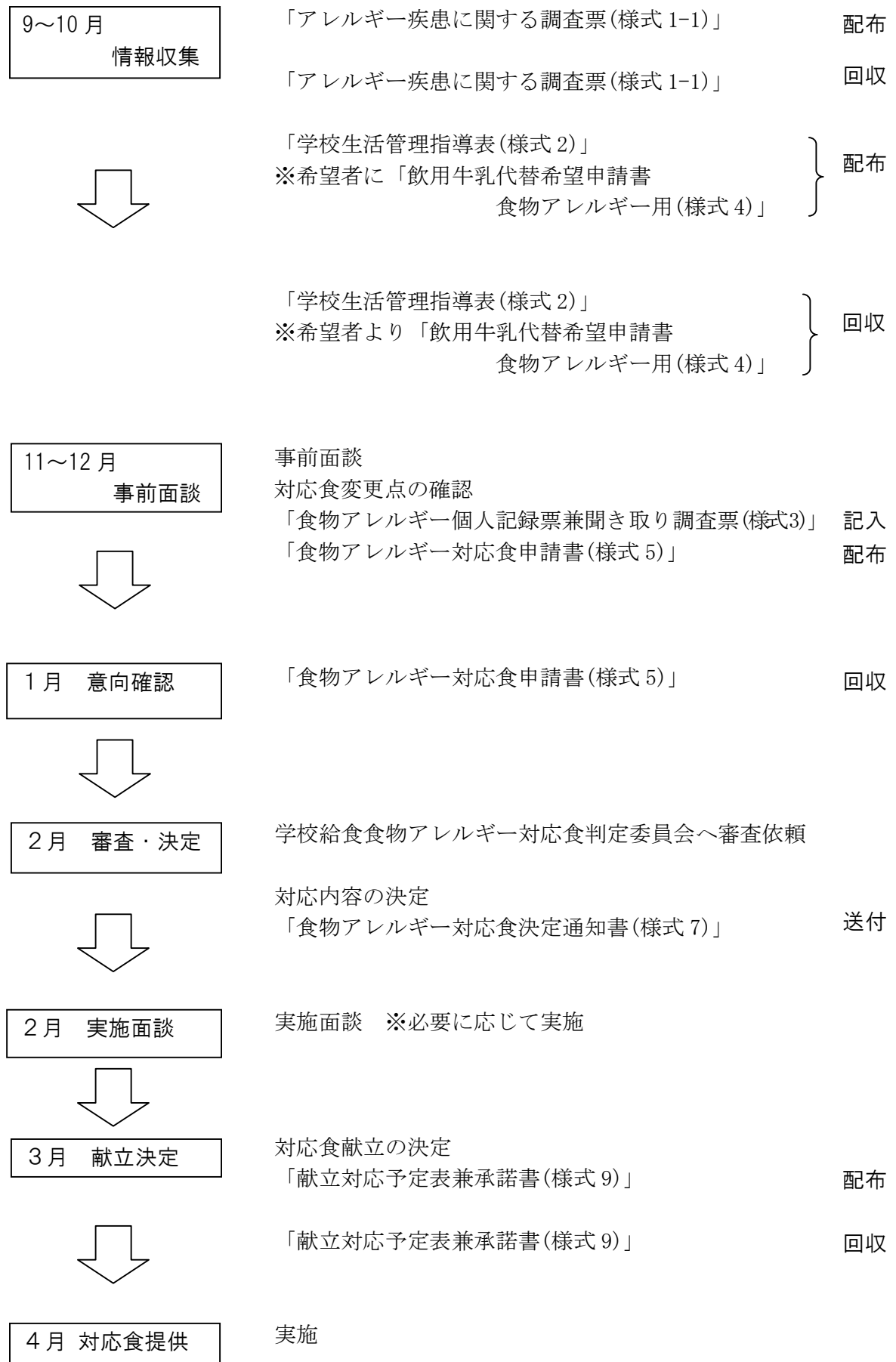


図5 食物アレルギー対応の流れ<新小学1年生>



継 続



2-6 給食費の取扱い

対応食を実施する際の給食材料費の増減額分を考慮して、対応食における給食費の取扱いを下記のとおり定める。

- ◇ すべての給食を食べない（毎日弁当を持参する。）。
--- 給食費を徴収しない。
- ◇ 牛乳を飲まない（お茶を代替する。）。
--- 給食費を徴収する。
- ◇ 対応食を食べる、又は献立によって主食・主菜・副菜等の一部を持参し、給食の一部を食べる。
--- 給食費を徴収する。